府令・省令

○内閣府文部科学省経済産業省令第一号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行に伴い、並びに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第三十六条第二項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　林　芳正
経済産業大臣　世耕　弘成

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令（平成二十三年内閣府文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　［略］ 一～三　［略］ 四　法第五章第五節の規定による廃炉等積立金の管理その他同節の規定による業務に関する事項 五　［略］ 六　［略］ 七　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　［同上］ 一～三　［同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］ 五　［同上］ 六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

総務大臣　野田　聖子

省令

○総務省令第六十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出） **第二十三条の九の三**　法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料（第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。）の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。 ［一・二　略］	（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出） **第二十三条の九の三**　法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。 ［一・二　同上］